

## 建築基準法第 68 条の 4 の規定に基づく認定基準

### 第 1 適用範囲

本認定基準は、百村地区地区整備計画区域における、建築基準法（以下「法」という。）第 68 条の 4 の規定に基づく特定行政庁の認定について適用する。

### 第 2 認定基準

- 1 多摩都市計画道路 3・4・15 号東長沼坂浜線が法第 42 条第 1 項第 4 号の指定がなされていること。
- 2 建築物の具体の建築計画が、周辺の公共施設の整備状況、土地利用の現況及び動向等について総合的な配慮がなされているなど、地区計画の内容に適合していること。
- 3 建築敷地と多摩都市計画道路 3・4・15 号東長沼坂浜線との関係が次のいずれかに該当すること。
  - (1) 建築敷地が多摩都市計画道路 3・4・15 号東長沼坂浜線に接し、かつ、主要な交差点から当該建築敷地までの区間における当該都市計画道路幅員の 10 分の 6 以上、又は 4 メートル以上の幅員の空地が連続して確保されている場合。
  - (2) 建築敷地が多摩都市計画道路 3・4・15 号東長沼坂浜線の計画道路の全幅員を連続して 15 メートル以上確保されている空地に有効に接しており、当該空地の部分に法第 42 条に該当する道路（法第 42 条 1 項第 4 号の道路を除く。）に幅員 2 メートル以上を有する交通上、避難上支障のない連続した空地で接続している場合。